ることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債並びに平成21年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AO_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0165
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0188

AO_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0162
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0186

AO_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.0157
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0181

AO_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0153
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0168

AO_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0033
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0032

AO_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0027
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0027

AO_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0010
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0009

AP_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債並びに平成21年度から平成23年度までの各年度において発行につ

ることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債並びに平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0164
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0187

AS_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0161
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AS_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.0157
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

AS_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0153
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0168

AS_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0154
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0166

AS_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0027
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0027

AS_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0010
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0009

AS_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0011
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0011

AT_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債並びに平成21年度から平成23年度までの各年度において発行につ